

資料 1

長野市上下水道事業経営審議会資料

平成 28 年 12 月

長野市上下水道局

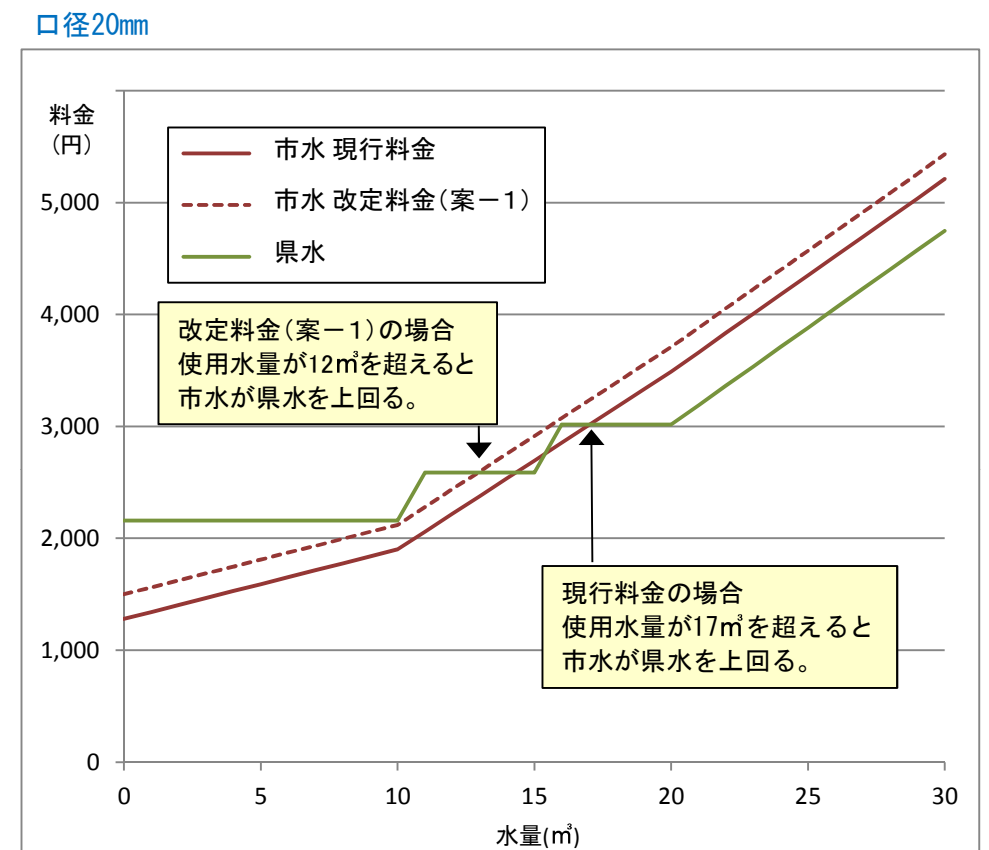
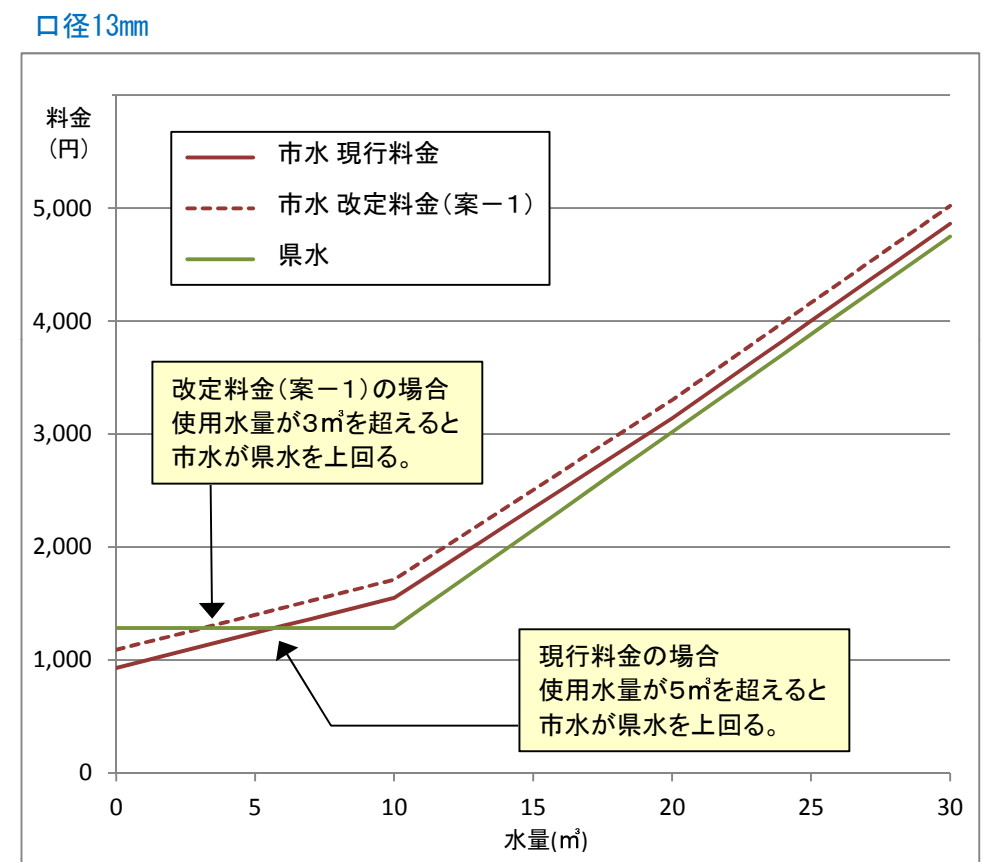
県営水道との料金比較表

(単位 円・税抜き・1月当たり)

区分	口径・使用水量	県営水道		長野市							
		単価	基本水量	現行単価	(案-1) 改定単価	(案-2) 改定単価	(案-3) 改定単価				
					資産維持率0.50%	資産維持率0.75%	資産維持率1.00%				
基本料金	13mm	1,285	10m ³	930	1,090	1,170	1,250				
	20mm	3,017	20m ³	1,280	1,500	1,610	1,730				
	25mm	3,882	25m ³	1,630	1,920	2,080	2,210				
	30mm	6,480	40m ³	1,970	2,320	2,520	2,670				
	40mm	9,943	60m ³	3,340	3,970	4,290	4,540				
	50mm	16,869	100m ³	6,580	7,820	8,460	8,940				
	75mm	34,183	200m ³	13,590	16,160	17,470	18,480				
	100mm	51,498	300m ³	25,560	30,400	32,870	34,760				
	150mm	103,443	600m ³	66,220	78,760	85,200	90,050				
	200mm	172,702	1000m ³	131,260	156,120	168,900	178,500				
	350mm	—	—	533,260	634,290	686,500	725,100				
水量料金	13~30mm	基本水量を超える 1m ³ 当たり 173円	1~10m ³	62	62	62	62				
			11~20m ³	159	159	159	159				
			21~30m ³	172	172	172	172				
			31~50m ³	196	196	196	196				
			51~100m ³	228	228	228	228				
			101m ³ 以上	245	245	245	245				
	40~350mm	1~50m ³	186	186	186	186					
		51~100m ³	241	241	241	241					
		101m ³ 以上	245	245	245	245					
			245	245	245	245					
料金モデルケース	13mm	15m ³	2,151	2,345	194	2,505	354	2,585	434	2,665	514
		30m ³	4,748	4,860	112	5,020	272	5,100	352	5,180	432
		50m ³	8,211	8,780	569	8,940	729	9,020	809	9,100	889
	20mm	15m ³	2,588	2,695	107	2,915	327	3,025	437	3,145	557
		30m ³	4,748	5,210	462	5,430	682	5,540	792	5,660	912
		50m ³	8,211	9,130	919	9,350	1,139	9,460	1,249	9,580	1,369
		70m ³	11,674	13,690	2,016	13,910	2,236	14,020	2,346	14,140	2,466
	40mm	100m ³	16,869	24,690	7,821	25,320	8,451	25,640	8,771	25,890	9,021
		200m ³	34,183	49,190	15,007	49,820	15,637	50,140	15,957	50,390	16,207
		500m ³	86,128	122,690	36,562	123,320	37,192	123,640	37,512	123,890	37,762
		1,000m ³	172,702	245,190	72,488	245,820	73,118	246,140	73,438	246,390	73,688
	75mm	500m ³	86,128	132,940	46,812	135,510	49,382	136,820	50,692	137,830	51,702
		1,000m ³	172,702	255,440	82,738	258,010	85,308	259,320	86,618	260,330	87,628
		1,500m ³	259,276	377,940	118,664	380,510	121,234	381,820	122,544	382,830	123,554
		2,000m ³	345,850	500,440	154,590	503,010	157,160	504,320	158,470	505,330	159,480

※ 県営水道のモデルケースの金額は、税込み計算の結果を消費税率で割り返した数値であるため、税抜き料金表の計算結果とは一致しない。

使用水量0~30m³(1月当たり)における料金比較



類似都市との料金比較表

長野市の料金は、現行料金を掲載

(単位 円・税抜き)

順位	1月当たりの水道料金									
	口径 13mm		口径 20mm		口径 40mm		口径 75mm			
	使用水量 15m ³	使用水量 30m ³	使用水量 30m ³	使用水量 30m ³	使用水量 300m ³	使用水量 300m ³	使用水量 1,500m ³	使用水量 1,500m ³	使用水量 1,500m ³	使用水量 1,500m ³
1	山武郡市広域(団)	2,840	佐世保市	6,344	山武郡市広域(団)	6,985	茨城県南(団)	105,500	茨城県南(団)	537,500
2	岩手中部(団)	2,775	東広島市	6,099	福島市	6,550	東広島市	100,600	東広島市	520,617
3	福島市	2,735	山武郡市広域(団)	6,065	佐世保市	6,344	上越市	89,635	佐世保市	457,254
4	佐世保市	2,649	弘前市	5,979	石巻地方広域(団)	6,139	佐世保市	85,754	松江市	431,780
5	東広島市	2,608	岩手中部(団)	5,750	東広島市	6,099	松江市	84,270	石巻地方広域(団)	420,019
6	弘前市	2,558	石巻地方広域(団)	5,679	岩手中部(団)	6,050	石巻地方広域(団)	82,220	山武郡市広域(団)	410,825
7	茨城県南(団)	2,450	茨城県南(団)	5,600	松江市	5,770	山武郡市広域(団)	80,515	下関市	407,175
8	松江市	2,370	福島市	5,300	弘前市	5,698	福島市	80,140	岩手中部(団)	401,250
9	長野市	2,345	松江市	5,170	茨城県南(団)	5,600	下関市	79,709	福島市	400,340
10	石巻地方広域(団)	2,304	長野市	4,860	上越市	5,565	岩手中部(団)	78,050	上越市	397,795
11	上越市	2,155	長野県	4,748	長野市	5,210	弘前市	73,729	弘前市	378,398
12	長野県	2,151	山口市	4,705	松本市	5,200	長野市	73,690	長野市	377,940
13	下関市	1,979	上越市	4,605	下関市	5,121	津市	69,850	松阪市	362,020
14	松本市	1,955	下関市	4,521	長岡市	4,890	山口市	67,800	津市	360,050
15	松阪市	1,945	松阪市	4,420	松阪市	4,820	松阪市	66,770	山口市	332,100
16	長岡市	1,905	長岡市	4,380	長野県	4,748	鈴鹿市	62,300	鈴鹿市	322,000
17	山口市	1,785	松本市	4,080	山口市	4,705	松本市	61,000	つくば市	317,800
18	鈴鹿市	1,700	津市	4,029	津市	4,500	都城市	55,930	米子市	314,012
19	つくば市	1,650	鈴鹿市	3,750	鈴鹿市	4,100	つくば市	54,300	都城市	289,980
20	津市	1,629	都城市	3,630	都城市	3,910	長岡市	54,290	松本市	288,000
21	都城市	1,530	つくば市	3,500	米子市	3,822	福井市	51,800	福井市	284,600
22	米子市	1,527	米子市	3,362	つくば市	3,800	長野県	51,498	長岡市	272,000
23	福井市	1,255	福井市	2,690	福井市	2,690	米子市	51,262	長野県	259,276
平均金額		2,122		4,751		5,144		72,201		371,423

改定案別の順位

(案-1)	7位	2,505	10位	5,020	11位	5,430	11位	74,320	11位	380,510
(案-2)	6位	2,585	10位	5,100	11位	5,540	11位	74,640	11位	381,820
(案-3)	4位	2,665	9位	5,180	9位	5,660	11位	74,890	11位	382,830

※ 類似都市は、「長野市水道事業経営戦略」において経営比較のため選定した23市

【類似都市の選定条件】給水人口が15万人以上30万人未満、かつ有収水量密度(給水区域面積1ha当たりの年間有収水量)が全国平均1,340m³/ha未満の都市

※ 表中の「水道事業企業団」は、(団)と略した。また、赤線は、平均金額の位置を示している。

県内における料金比較表

長野市の料金は、現行料金を掲載

(単位 円・税抜き)

順位	1月当たりの水道料金									
	口径 13mm		口径 20mm		口径 40mm		口径 75mm			
	使用水量 15m ³	使用水量 30m ³	使用水量 30m ³	使用水量 30m ³	使用水量 300m ³	使用水量 300m ³	使用水量 1,500m ³	使用水量 1,500m ³	使用水量 1,500m ³	使用水量 1,500m ³
1	飯山市	2,856	飯山市	5,994	飯山市	8,174	東御市	82,190	東御市	442,190
2	伊那市	2,545	東御市	5,190	伊那市	6,390	伊那市	74,210	長野市	377,940
3	佐久水道企業団	2,475	千曲市	5,128	茅野市	6,350	長野市	73,690	塩尻市	361,900
4	駒ヶ根市	2,400	佐久水道企業団	5,100	駒ヶ根市	6,110	塩尻市	70,940	駒ヶ根市	361,670
5	東御市	2,390	伊那市	5,020	佐久水道企業団	6,060	駒ヶ根市	70,200	中野市	358,470
6	長野市	2,345	長野市	4,860	須坂市	6,000	須坂市	66,330	伊那市	348,210
7	千曲市	2,323	県営水道	4,748	塩尻市	5,540	飯山市	63,466	須坂市	342,590
8	塩尻市	2,274	駒ヶ根市	4,700	大町市	5,500	中野市	62,180	小諸市	319,300
9	須坂市	2,205	中野市	4,680	安曇野市	5,307	佐久水道企業団	61,250	飯山市	318,397
10	中野市	2,160	須坂市	4,670	中野市	5,230	松本市	61,000	佐久水道企業団	309,150
11	県営水道	2,151	塩尻市	4,598	長野市	5,210	小諸市	58,890	茅野市	297,500
12	安曇野市	2,144	小諸市	4,300	松本市	5,200	茅野市	58,500	松本市	288,000
13	小諸市	2,100	安曇野市	4,296	東御市	5,190	上田市	58,118	上田市	280,504
14	飯田市	2,000	飯田市	4,250	小諸市	4,890	安曇野市	55,012	安曇野市	274,746
15	松本市	1,955	松本市	4,080	県営水道	4,748	県営水道	51,498	岡谷市	262,850
16	大町市	1,900	大町市	4,000	千曲市	4,746	千曲市	51,462	県営水道	259,276
17	上田市	1,797	上田市	3,894	上田市	4,740	飯田市	50,771	千曲市	259,083
18	茅野市	1,775	茅野市	3,500	飯田市	4,549	諏訪市	49,128	諏訪市	253,128
19	岡谷市	1,680	岡谷市	3,030	岡谷市	4,500	大町市	48,000	飯田市	247,900
20	諏訪市	1,186	諏訪市	2,986	諏訪市	2,986	岡谷市	41,950	大町市	243,800
平均金額		2,133		4,451		5,371		60,439		310,330

改定案別の順位

(案-1)	3位	2,505	5位	5,020	9位	5,430	2位	74,320	2位	380,510
(案-2)	2位	2,585	4位	5,100	7位	5,540	2位	74,640	2位	381,820
(案-3)	2位	2,665	3位	5,180	7位	5,660	2位	74,890	2位	382,830

※ 赤線は、平均金額の位置を示している。

一般用以外の料金について

1 別荘用料金

(1) 別荘用料金設定の経緯

- ・昭和48年2月に飯綱高原専用水道施設を取得し、別荘用として供給を開始しました。
- ・平成21年4月に、簡易水道事業の所管替えに伴い、鬼無里簡易水道の「品沢地域」、大岡地区の「聖山高原簡易水道」・「たらら簡易水道」(以下「その他の地区」とします。)が別荘用料金に加わりました。
- ・別荘用料金は、一般用料金より割高(特に飯綱高原地区)の設定となっています。
- ・使用しない場合であっても基本料金を納付しなければなりません。

(2) 料金体系

(税抜き・1月につき)

地 区	基本料金 (円)	基本水量	水量料金	
			使用水量	料金(円)
飯綱高原地区	3,550	10m ³ まで	11~20m ³	185
			21~40m ³	210
			41~100m ³	240
			101m ³ 以上	270
その他の地区	1,750	10m ³ まで	11m ³ 以上	175

※ 基本料金は、口径に関係なく一律の金額です。

(3) 一般用現行料金との比較

(単位 円・税抜き・1月につき)

地 区	使用水量					
	0m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³
一般用(13mm)	930	1,550	3,140	4,860	6,820	8,780
飯綱高原地区	3,550	3,550	5,400	7,500	9,600	12,000
(一般用との比較)	2,620	2,000	2,260	2,640	2,780	3,220
その他の地区	1,750	1,750	3,500	5,250	7,000	8,750
(一般用との比較)	820	200	360	390	180	△30

(4) 別荘用料金の改定について

別荘は、季節的に利用される建物であるため、水道の使用期間が短く、その特殊性を考慮して割高な料金が設定されています。特に飯綱高原地区における別荘用料金は、使用水量が10m³のとき、一般用料金の約2倍となっています。

一般用料金との過大な格差を是正するように求めた過去の判例や審議会からのご意見もあり、近年の料金改定では、飯綱高原地区の別荘用料金を据え置きとしてきました。

こうした状況を踏まえ、今回の改定では、飯綱高原地区の別荘用料金について、現行料金を据え置きとしたいと考えています。

また、一般用料金との格差が小さいその他の地区の別荘用料金については、基本料金を一般用料金の基本料金と同率で改定したいと考えています。

改定(案)

(税抜き・1月につき)

地 区	基本料金 (円)	基本水量	水量料金	
			使用水量	料金(円)
その他の地区	2,050	10m ³ まで	11m ³ 以上	175

$$\text{その他の地区の基本料金改定(案)} = \frac{\text{その他の地区の現行基本料金}}{\text{一般用現行料金の基本料金}} \times \text{一般用改定料金(案-1)の基本料金}$$

(5) 使用中止の申し出に対する取扱いの変更について

長野市水道事業給水条例では、別荘用料金を適用する別荘の水道について、使用しない場合であっても基本料金を納付しなければならないとされていますが、(公社)日本水道協会は、「給水契約は、水道事業者が常時水を供給する義務を負い、需要者がこの給付に対して料金の支払義務を負う有償双務契約である。使用中止中は、この給水契約を締結しないため、水道料金は発生しない。」との見解を示しています。

これまで、別荘という建物の性質上、水道の使用日数が限られているため、使用しない期間においても水道施設の維持管理費を負担していただきましたが、給水契約は、使用者の意思表示が基礎になっていることから、今回の改定に併せ、使用者から申し出があった場合には、使用中止を認める取扱いとします。

2 公衆浴場用料金

(1) 公衆浴場用料金の対象

公衆浴場用料金の対象になるのは、物価統制令に基づき県知事によって入浴料金が定められた普通公衆浴場です。市内には8件あり、入浴料は、長野県の統制額として大人400円(平成25年度改定)となっています。

(2) 公衆浴場の現状

平成25年度の入浴料金改定の際に、県は「公衆浴場経営実態調査」を実施しています。この調査では、多数の公衆浴場が赤字となっていることが明らかになりましたが、入浴料金の改定では、低所得者層へ配慮し利用者負担が最小になるよう改定されました。

また、平成28年度には、県と市からの経営安定化のための補助金が廃止され、公衆浴場の経営はさらに厳しいものとなっています。

(3) 現行の公衆浴場用料金

(税抜き・1月につき)

メーターの口径	基本料金	水量料金	
		使用水量	料金(円)
13mm	930	1~1,200m ³	42
25mm	1,630	1,201m ³ 以上	94
40mm	3,340		
50mm	6,580		

※現在使用されているメーター口径のみを掲載しました。